

地域の伝統・文化を反映した歴史的建造物の活用に向けた取り組みの実態に関する研究

A Study on the Actual Situation of Activities for Use of the Historic Buildings to reflect the Local Traditions and Culture

○池田智², 川島和彦¹

*Tomo Ikeda², Kazuhiko Kawashima¹

Use of historic buildings that are expected to be used in a way that reflects the local traditions and culture . However, there is a problem not based on the increased use of regional facilities such as local traditions and culture. In this paper, we conduct basic research to understand the reality of initiatives such as the induction of usage for businesses, and aims to clarify the issue on to proceed to take advantage of support organizations urban development.

1. はじめに

2008年に歴史まちづくり法が制定され、歴史的風致を形成していく際に、歴史的建造物の活用（以下、活用とする）は外観等の整備にとどまることなく、地域の伝統や文化を反映した利用方法で行われることが期待されている。しかし、地域の伝統や文化等地域性をふまえていない活用施設^{*1}の増加が問題となっている。歴史的建造物は個人の資産であり、活用は活用主体にとって経済的負担が大きいことから、まちづくり支援組織が活用施設の用途や業種に関する規制を設置および強化することは困難であり、活用希望者に対して利用形態等への助言・誘導を行うことにとどまっている。このように、地域の伝統・文化を反映した活用を進める取り組みが行われているものの、具体的な方策を模索している段階である。

そこで本稿では、活用に向けた取り組みを行う都市のうち、活用施設に地域の伝統や文化を反映させることを目標とした取り組みが行われている都市を抽出し、文献調査をもとに、活用施設での用途等の規制、および活用希望者への利用方法の誘導等の取り組みの実態を把握する。そのうえで福岡県八女市をケーススタディとし、まちづくり支援組織へのヒアリング調査^{**2}により、地域の伝統・文化を反映した活用方策の実態をとらえることを目的とする。

2. 伝統・文化を反映した活用に向けた取り組みの現状

調査対象事例として、活用施設に地域の伝統や文化を反映させることを目標に活用を促す取り組みを13地区、活用施設での利用方法に対する規制・誘導を行っている地区を3地区抽出した（Table 1）。

2.1 地域の伝統や文化の反映を目標とした活用を促す取り組みの実態

まちづくり支援組織が行う活用施設に地域の伝統・文

化を反映させる取り組みには、①物件の仲介・斡旋を行う際に、活用施設の利用方法に対する条件にもとづき、活用希望者と協議によって利用方法等を助言するもの、②外観修繕等に対する補助金の支給を行う際に、定められた条件にもとづいた利用方法であるかを委員会等で審査し、活用施設での利用方法を認めるものなどがある。まちづくり支援組織が定めている活用施設に地域の伝統・文化を反映させるための条件や基準をみると、①の取り組みを行う地区では、「飲食店では八女茶や地酒、地場産品を味わえるお店（八女市）」のように具体的な条件を定め、これとあわせて、「地域の生活文化等に対する理解を深め、町内会等地域活動に協力し生活できる者（近江八幡市）」のように、活用希望者に対する条件もしくは選定の基準となっている。一方、②の取り組みを行う地区（犬山市、加賀市、岐阜市）では、活用施設での利用方法や用途に対する条件のみが設けられている。

①の取り組みは13地区のうち11地区と多くみられた。具体的な事例として、八女市では、NPO法人八女町家再生応援団が利用方法の条件を定め、活用希望者の選定を行っている。物販・飲食等の店舗を希望する活用主体に対して、活用施設での利用内容を審査し、町並みの雰囲気を壊さないかどうかを判断しているという。さらに、地域の野菜を使用するように農家と提携を促すことや地酒・八女茶の提供を依頼している。

このように、定められている利用方法に対する条件にもとづいて協議や審査が行われ、地域の歴史・文化に関わりのある利用方法を行うことができるかを判断していることがわかる。また、活用希望者に対する条件にももついた協議や審査も行われていることがわかった。さらに、八女市では活用希望者と面接を行う際に、詳細な利用方法を依頼することによって、地域の伝統・文化を

1：日大理工・教員・建築 Assistant Professor, Department of architecture college of Science and Technology Nihon University

2：日大理工・院（前）・建築 Architecture major, Graduate School of Science and Technology Nihon University

Table1. Actual condition of activity to reflect the local traditions and culture

調査対象事例	取り組みの名称	事業実施主体	活用を促す取り組み	
			活用希望者を受け入れる条件または地域が理想とする活用施設の用途および特記事項	物件の仲介・斡旋 助成金制度による支援
会津若松市	空き店舗対策事業	七日町通り協議会	まちづくり支援組織が誘致する業種を選定し、事業者との面談の際、地産地消や地域の伝統・文化に関わる物品の販売等利用方法の依頼	● ●
川越市	-	川越蔵の会	店を出したいというニーズに対して、何の店をやるのかなどの確認を行っている。	●
加賀市	町屋再生事業（まちづくりファンド事業）	加賀市	建設部建築課による審議会が「地域文化を反映させる用途」、または「まちなかの賑わい創出となる施設」であるかを審査する。	●
岐阜市	ぎふ景観まちづくりファンド事業	(財)岐阜市にぎわいまち公社	事業のひとつとして、岐阜景観まちづくりファンド運営委員会が「まちなかの賑わい創出となる施設」であるかを審査する。	●
犬山市	空き店舗・空き家活用事業	TMO犬山まちづくり株式会社	歴史や文化を生かし、まちを活性化していくための事業として位置づけている。伝統産業や犬山らしい利用方法で活用を行うことを目指している。	● ●
	犬山市空き店舗活用事業費補助金制度（芸術文化伝統産業事業）	犬山市	芸術・文化・伝統産業の振興に寄与する施設として活用して、「独自性のある創作活動の公開および作品の展示・販売」により、新たな文化創造を通して地域を活性化させる事業が対象 ※活用業種への条例等による規制はない。出店希望の審査を行う際にコンビニ・理美容院・街角金融の三業種は出店を断っている ^[1] 。	●
伊勢市	空家、空蔵の活用事業	NPO法人伊勢河崎まちづくり衆	短期的な活用を行う際に特に条件は定められていないが、蔵の雰囲気や蔵に調和するものであることが求められる。利用内容については面談を行い、協議する。 ※商売を考える活用希望者に対して、短期的な活用を行なった後に町の空き家を活用してもらう。	●
近江八幡市	おうみはちまん町家情報バンク	おうみはちまん町家再生ネットワーク	空き町家を、地場産業など職人の技術伝承の場として創出することによる地域産業の育成をはじめ、商工業・文化芸術など様々な利活用によって、まちの活性化を図ることを目的とした事業の実践事業として位置づけられている。（活用希望者の要件）(1)空き町家に定住し、近江八幡市の生活文化、自然環境等に対する理解を深め、町内会等地域活動に協力し生活できる者。(2)空き町家を活用して、経済・教育・福祉・文化・芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者。	●
大津市	町家じょうほうかん	大津の町家を考える会	空き町家等を活用して、地域の文化を次世代へ伝承できる場所を設置し、地域の文化伝承拠点とするものであり、「大津百町の歴史・文化を生かす暮らしとにぎわい創出」を目標とした事業。	●
枚方市	枚方宿町家情報バンク	枚方宿地区まちづくり協議会	まちなみに調和するカフェ、ショップ、レストランなどを行うことを考える活用希望者を対象としている。	●
倉敷市	町屋再生事業	倉敷町家トラスト	町家の再生・利活用を通じて、地域の生活文化の継承、育成と創造、及び景観の保全を目的とする。地域に根差した産業の取り組み等による地域とのつながりをもった利用や活用希望者の地域への思いがあることが仲介の条件	●
福山市	空き家バンクプロジェクト	額まちづくり工房	店舗内容やデザインへのサポート ^[2]	●
真庭市	-	かつやま町並み保存事業を応援する会	地元の人々が自ら景観まちづくりを楽しむことを原則としていることから、商売を目的とした活用希望者の受け入れを断っている。	●
八女市	八女福島の伝統的町家の空き家等の斡旋等に係る事業	NPO法人八女町屋再生応援団	伝統工芸品をはじめとする、もの作りの工房または質の高い飲食店。特に八女茶や地酒、地場産品を味わえる店。活用希望者に対する要件には、まちづくり活動への参加や町内会への加入がある。	●
■地区計画、まちづくり協定等による利用方法の規制・誘導				
調査対象事例	取り組みの名称	事業実施主体	歴史的建造物の利用方法に対する規制・誘導内容	特記事項
金沢市	にし茶屋街地区、東山ひがし地区、主計町地区まちづくり協定	金沢市	茶屋街にふさわしくない店舗の営業の禁止、土産物店は金沢にゆかりのある物品を販売するように努める。東山ひがし地区では、活用しようとする者は金沢東山・ひがしの町並みと文化を守る会と事前に協議しなければならない。	歴史風致維持向上地区計画の導入検討
東御市	歴史おもしろまち海野宿景観形成住民協定	海野宿保存会	①通りの見えるところに車を置かない、②ポスター等の張り紙の禁止、③自動販売機をおかない、④県内近郊で造られた土産物の販売	
日田市	豆田まちづくり憲章	豆田伝建保存会	保存地区内での建築物・工作物・環境物件について、その変更を行う場合、又は以下の事例については、事前に豆田町伝建保存会に相談することが定められている。 ①物や土地を売ったり貸したりする話があった時、②土地の用途を変更する時、③新しい商売を始める時、④空家や空き地を活用する時	

反映させた利用を促していることがわかった。

2.2 まちづくり協定等による利用方法への規制・誘導の実態

利用方法に対する規制・誘導が行われている地区では、まちづくり条例にもとづき認定されるまちづくり協定、景観条例にもとづき認定される住民協定、重要伝統的建造物群保存地区における住民憲章等によって取り組まれている。規制内容の特徴としては、「土産物店では金沢にゆかりのある物品を販売するように努める」（金沢市）や「県内近郊で造られた土産物を販売する」（東御市）のように、活用施設での用途に対して、販売内容まで言及するなど詳細に定められている。

つまり、まちづくり協定等による規制・誘導に取り組んでいる地区は少ないものの、活用施設での利用方法に対する規制にもとづき協議を行い、規制に従わない活用施設には、行政による指導が行われることで地域の伝統・文化を反映させた利用を促していることがわかる。

3. まとめ

以上より、活用施設に地域の伝統・文化を反映させる取り組みの実態としては、主に物件の仲介・斡旋や外観修繕等の補助金の支給とあわせて取り組まれていることがわかった。具体的には、活用施設での利用方法にくわえて、活用希望者に対する基準にもとづき行われる協議等によって、地域の伝統・文化を反映した活用を促しているといえる。

【注釈および参考・引用文献】

※1 たとえば金沢市では、市内の重伝建地区内の伝統的建造物について料亭街としての機能の維持を目指しているが、現在民間事業者による飲食店が増加している。

※2 調査方法：ヒアリング調査（直接対面式による）、調査日時：平成23年9月22日、調査対象：NPO法人八女町家再生応援団代表北島力氏、調査内容：八女福島地区における歴史的建造物の活用の実態について
※3 犬山市空き店舗活用事業費補助金制度のうち芸術文化伝統産業事業を対象としている。

[1] 鈴木恒夫：犬山市のまちづくり研究（二）愛知淑徳大学現代社会研究科研究報告集，pp.149-160，2006年

[2] 鈴木智香子，中島直人：「歴史的港湾都市・瀬の浦 再生の「まちづくり」の生成」、『10+1』都市の危機／都市の再生——アーバニズムは可能か，No.45，pp.107-112，2006年